



ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）でない方へ

子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

- ① 令和3年3月31日時点で
18歳未満の児童（特別児童扶養手当の対象である
障がい児の場合、**20歳未満**）を養育する父母等

※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります

- ② {
■ 令和3年度**市町村民税が非課税**の方
または
■ **新型コロナウイルスの影響**を受けて令和3年1月1日以降
の収入が減少し、**市町村民税非課税相当(※)**の
収入となった方

(※)給付金ホームページ〈早見表〉 限度額以下の収入または所得

給付金ホームページ ⇒ [福岡市子育て給付金](#) 🔍 で検索

2. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円 ※児童1人につき1回限り

- 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

*お問い合わせは、下記までお電話ください。

- **福岡市子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター**
(ひとり親世帯以外の世帯分)

092-741-1822

受付時間 平日9時から17時30分

※土・日・祝・年末年始（12月29日～1月3日）は受付不可

3. 給付金の支給手続き

- ① 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で市町村民税非課税の方
- ② 出生等により育て始めた児童について、令和3年5月分～令和4年3月のいずれかの月の児童手当または特別児童扶養手当を受給し始めた、市町村民税非課税の方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 上記①の方 →6月28日以降に順次、支給に関する通知を送付し、7月13日以降に順次、手当の支給口座に振込みます
- ▶ 上記②の方 →7月15日以降に順次、支給のお知らせを送付し、8月 5日以降に順次、手当の支給口座に振込みます

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、通知の到着後すみやかにコールセンターまでご連絡ください。
- ※ 未申告による非課税や1月2日以降の転入者への通知は遅れる場合があります。

- ③ H15.4.2-H18.4.1生の児童のみを「令和3年3月31日時点で養育していた」または「令和3年4月1日以降に養育し始めた」、市町村民税非課税または非課税相当の方
- ④ 公務員の児童手当受給者で、市町村民税非課税または非課税相当の方
- ⑤ 令和3年1月以降の収入が減少し、市町村民税非課税相当の方

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ **申請書**、収入（又は所得）**申立書**を記入し、**必要書類**とともにコールセンターに**郵送**でご提出ください。
 - ※ 申請書等は、給付金ホームページからダウンロードできます。
 - 申請書等のご自宅への郵送を希望する方はコールセンターへご連絡ください。各区役所子育て支援課でも配布しています。

養育状況や所得の非該当、重複支給など、支給要件に該当しないことが支給後に判明した場合、給付金を返還していただきます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。